6	⑴　大阪府貝塚市秬谷字水呑596―19　(750.60) ⑵　大阪府貝塚市二色南町６―１　(29.00)	北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点と北緯34度27分13秒東経135度20分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　大阪府貝塚市秬谷字水呑596―19　(750.60) ⑵　大阪府泉南市りんくう南浜１　(28.20)	北緯34度20分51秒東経135度24分27秒の地点と北緯34度22分36秒東経135度15分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　徳島県美馬市美馬町字入倉812　(1068.90) ⑵　徳島県三好市池田町白地字ウマバ819―172　(868.30)	北緯34度06分42秒東経134度02分23秒の地点と北緯34度02分51秒東経133度47分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　徳島県三好市池田町白地字ウマバ819―172　(868.30) ⑵　愛媛県四国中央市川滝町領家字南山峰乙743―325　(799.90)	北緯34度02分24秒東経133度46分15秒の地点と北緯33度58分30秒東経133度38分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　徳島県海部郡海陽町鞆浦字那佐42―27　(170.80) ⑵　高知県室戸市室戸岬町小字タヌキ山6994―１　(269.00)	北緯33度34分53秒東経134度20分29秒の地点と北緯33度34分40秒東経134度20分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度32分30秒東経134度19分15秒の地点と北緯33度32分22秒東経134度19分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度16分53秒東経134度11分13秒の地点と北緯33度16分23秒東経134度10分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	⑴　愛媛県西宇和郡伊方町九町字アラカヤ２番耕地522―１　(238.00) ⑵　愛媛県南宇和郡愛南町猿鳴137―１　(213.60)	北緯33度28分19秒東経132度18分20秒の地点と北緯33度27分56秒東経132度18分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度12分21秒東経132度24分14秒の地点と北緯33度11分16秒東経132度24分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度03分28秒東経132度27分31秒の地点と北緯33度03分12秒東経132度27分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度03分09秒東経132度27分37秒の地点と北緯33度02分49秒東経132度27分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度58分45秒東経132度29分14秒の地点と北緯32度58分43秒東経132度29分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	⑴　高知県長岡郡大豊町大字佐賀山字梶ヶ森1247―１　(1395.00) ⑵　高知県安芸市下山字旭ヶ丘2504―１　(651.00)	北緯33度45分05秒東経133度45分26秒の地点と北緯33度29分18秒東経133度58分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	⑴　高知県高岡郡四万十町窪川字クラタニ1380―１　(487.00) ⑵　高知県土佐清水市大字上野字島ノ内山国有林67林班ほ小班　(868.00)	北緯33度12分32秒東経133度08分45秒の地点と北緯32度51分56秒東経132度51分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	⑴　愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神樅ノ木乙757―21　(1012.30) ⑵　愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦4497―１　(1164.00)	北緯33度42分47秒東経132度52分34秒の地点と北緯33度35分50秒東経132度56分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	⑴　愛媛県喜多郡内子町五十崎乙881―70　(718.30) ⑵　愛媛県宇和島市光満字イツミ乙373―１　(739.80)	北緯33度30分28秒東経132度38分02秒の地点と北緯33度19分52秒東経132度36分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度19分44秒東経132度36分54秒の地点と北緯33度16分14秒東経132度36分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	⑴　高知県土佐市市野々字溝の口3731―１　(668.00) ⑵　高知県高岡郡四万十町窪川字クラタニ1380―１　(487.00)	北緯33度27分09秒東経133度18分11秒の地点と北緯33度13分27秒東経133度09分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	⑴　愛知県岡崎市戸崎町字大道東７　(97.80) ⑵　愛知県新城市作手保永字本宮１―34　(808.60)	北緯34度56分19秒東経137度09分44秒の地点と北緯34度56分05秒東経137度11分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　愛知県豊橋市石巻本町字東野14番２　(96.40) ⑵　愛知県田原市相川町鳴森26番　(99.50)	北緯34度48分12秒東経137度26分29秒の地点と北緯34度39分31秒東経137度18分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　静岡県湖西市吉美字筒川275番　(100.50) ⑵　愛知県田原市大久保町岩巣３番１　(272.00)	北緯34度42分38秒東経137度30分29秒の地点と北緯34度39分52秒東経137度14分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　京都府相楽郡和束町大字原山小字嶽山285番地　(705.00) ⑵　滋賀県甲賀市信楽町宮町　(596.00)	北緯34度50分02秒東経135度55分30秒の地点と北緯34度57分15秒東経136度04分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域